**平成２４年（フ）第８号**
山形県最上郡大蔵村大字清水2141番地
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２４年（フ）第８２号**
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目10番地
債務者　町永　淑子
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第８６号**
岐阜市日野南７丁目５番６―203号　コテージＴＯＫＡＩ
債務者　村田　くに
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第９５号**
岐阜市津島町５丁目55番地　フジアパート203号室
債務者　辰己めぐみ（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１２０号**
沖縄県那覇市字国場1164番地６　コーポサンライズ202
債務者　髙原　　孝
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１２９号**
沖縄県那覇市寄宮３丁目18番11号高嶺アパートＢ―１
債務者　高良　静夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１３８号**
沖縄県那覇市与儀２丁目19番28号　コーポニュー山内302
債務者　當銘　　敦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１４９号**
沖縄県浦添市前田１丁目27番23ー203号　平成アパート
債務者　宮城　　學
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１号**
宮城県大崎市古川中里四丁目16番29号
債務者　大塚　昭彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第２号**
宮城県大崎市古川中里４丁目16番29号
債務者　大塚　京子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第４５号**
宮城県加美郡加美町上多田川字一本杉16番地、従前の住所宮城県加美郡加美町鳥嶋字鹿嶋53番地
債務者　板垣　　治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第４６号**
宮城県加美郡加美町上多田川字一本杉16番地、従前の住所宮城県加美郡加美町鳥嶋字鹿嶋53番地
債務者　板垣ときゑ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２４年（フ）第１４号**
福島県石川郡石川町大字沢井字上ノ原100番地、前住所山形県東田川郡庄内町科沢字村下47番地
債務者　須藤　昌弘
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２４年（フ）第１３号**
石川県珠洲市三崎町二本松ろ部23番地
債務者　大崎　　博
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第１４号**
石川県珠洲市飯田町27部43番地５
債務者　橋田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第２４６号**
名古屋市天白区向が丘４丁目1425番地　ＭＩＫＡＺＵＫＩ　ＧＡＲＤＥＮ301号
債務者　栗村　計範
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４７号**
名古屋市天白区向が丘４丁目1425番地　ＭＩＫＡＺＵＫＩ　ＧＡＲＤＥＮ301号
債務者　栗村　奈美（旧姓伊佐次）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部